

産業廃棄物処理計画書

令和03年 5 月 20 日

石川県知事 谷本 正憲 殿



提出者  
住 所 金沢市増泉3丁目16番18番  
氏 名 島屋建設株式会社  
代表取締役社長 島 洋之  
電話番号 076-242-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名	島屋建設株式会社
事業場の所在	石川県金沢市増泉3丁目16番18号
計 画 期	令和03年4月1日～令和04年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種	06 総合工事業
② 事業の規	令和2年度度請負完成工事高 1.362.234 千円
③ 従 業 員	56名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 (Asガラ・Coガラ) → 収集運搬業者に委託→ 再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化→資材として購入

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
電子マニフェスト・マニフェストの管理体制は以下のとおり実施する

取締役常務 (産業廃棄物処理統括管理責任者)  
↓  
工事部長 (営業所長) (産業廃棄物処理総括責任者)  
↓  
工事責任者 (産業廃棄物処理管理責任者)  
↓  
工事現場代理人 (産業廃棄物管理担当)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和02年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As・Co)	
	排出量	9615 t	t
	(これまでに実施した取組) 出来るだけAsガラだけを積み込み砕石等は積み込みをしない様にしている		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As・Co)	
	排出量	9000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類はAsガラ・Coガラ 再生利用を行う為、掘削時にAsガラはAsガラのみを積み込みし、他の異物が混入するのを防いでいる
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和02年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	前年度（令和02年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	前年度（令和02年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 無し		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	前年度（令和02年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As・Coガラ)	
	全処理委託量	9615 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1068 t	t
	再生利用業者への処理委託量	9615 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）  現場で発生した産業廃棄物は全て再生処理業者に委託し再生し、再生された材料を再生処理業者より購入し再生砕石又は再生合材として使用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As・Coガラ)	
	全処理委託量	9000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	9000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
1: 今後は可能な限り優良認定処理業者を選定する。			
1: 電子 manifests の運用を進めているため、電子 manifests 対応可能な業者を選定する。			
1: 全ての産業廃棄物 (As ガラ・Co ガラ) は再生処理業者に委託し再利用をする。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。